

日医発第 939 号（地域）
令和 6 年 8 月 28 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 笹本 洋一
（公印省略）

新興感染症対策研修への補助に関する Q & A について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

「日本医師会『新興感染症対策研修支援事業』」における補助内容については、令和 6 年 8 月 21 日付日医発第 892 号（地域）「新興感染症対策研修への補助について」にて貴会宛にご案内申し上げたところです。

この度、本事業を貴会活動に有効活用をして頂きたく、Q & A を作成いたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

令和6年8月28日

新興感染症対策研修支援事業に関する Q&A

1. 補助金申請はいつまで遡ることができますか？また、申請期限はありますか？

(答)

- 令和6年4月1日以降に掛かった費用より対象とします。
- 申請期限は令和7年度内とします。

2. 事前に申請が必要ですか？

(答)

○いいえ。研修会実施後に、研修プログラムと実費使用用途が分かる領収書等を別紙1、2の申請書・請求書と合わせて送付してください。なお、事前のご相談に応じますので、必要に応じてご連絡ください。

3. 申請すれば、50万円が一律に補助されるのですか？

(答)

- いいえ。補助額は、実際に要した費用（実費）になります。

4. 同一の医師会が複数回研修会を実施した場合でも、申請期限内であれば、研修毎に50万円を上限に申請することは可能ですか？

(答)

○はい。なお、同一の医師会が同日に複数回研修会を開催し、講師の交通費等が重複する場合は、1研修分のみ補助となります。(謝礼等は、実施回数に応じて請求可)

5. 病院団体等が単独で研修会を実施した場合も補助の対象となりますか？

(答)

○いいえ。都道府県病院団体等が開催する研修会については、都道府県医師会・郡市区医師会と共に実施した場合のみ対象となります。

6. web 会議等に係る設備機器の購入費を補助金から充当してもよろしいですか？

(答)

- 一般的に、設備機器の購入となると資産扱いとなるため、購入ではなく、リース契約に掛かる費用負担が望ましいです。万一、リース契約より購入した方が好条件の場合には、お手数ですが日医事務局まで問合せ願います。なお、設備機器の購入が資産扱いではなく、消耗品扱いであれば、この限りではありません。

7. 振込先は、日医から直接郡市区医師会へ振込をいただくことも可能ですか？

(答)

- 都道府県医師会からの要請があれば、事務効率の観点から、日本医師会より直接郡市区医師会へ補助金の支払いを行うものとします。なお、その際も申請・請求は都道府県医師会より行うものとなりますので、ご留意願います。

8. 研修会に参加する役員の旅費や日当を補助金から充当してもよろしいですか？

(答)

- 役員日当（旅費含む）の取扱いについて、医師会活動として貴会より通常支払われるものであれば、補助金の対象外です。なお、研修会に専門家の講師等を招き、それに係る費用（旅費・謝金）等については対象とします。

9. 医療従事者（事務職員含む）派遣時の特別手当や看護師・介護職員等に係る派遣費、研修会の開催に向けた事前準備に係る事務職員の残業代等に係る費用について、領収証（写し）を用意することができません。その場合、どのように申請をすればよろしいでしょうか？

(答)

- 領収証（写し）等が無い場合は、当会宛に請求書（請求額の根拠も含む）をご提出の上、申請をお願いします。

10. 行政より給付される補助等と、本事業の補助のどちらを優先して活用すればよいでしょうか？

(答)

- 国や地方公共団体その他からの補助等の支援を優先いただき、支援を受けている場合は、当該費用を控除した額が補助対象となります。本事業は、日本医師会に新型コロナウイルス感染症対応のために多くの方々からいただいた寄附金を財源としていますので、ご承知おきください。

11. どの程度まで「別紙3【研修参考プログラム・動画・資料】に定める研修参考プログラム・動画・資料を含むもの」に沿った研修会が補助の対象になりますか？

(答)

○研修のプログラム内容・動画・資料を指定するものではありませんが、研修の企画・立案者は内容をご確認いただいた上で、研修の目的に合わせて活用ください。

○別紙3【研修参考プログラム・動画・資料】に定める研修参考プログラム・動画・資料については、令和6年3月24日に日本医師会で開催いたしました「診療所における新興感染症対策研修」がベースとなっております。この研修は新興感染症に対する総合力を一層高めることを目的とした、医師会ブロック、都道府県医師会や郡市区医師会のためのモデル研修です。手指衛生やPPE着脱など、感染症に対する普遍的な研修内容もありますので、その一部もしくは全部についてご検討いただければ幸いです。

【本件に関する連絡先】

日本医師会 地域医療課（担当：青木・恩田）

Tel：03-3942-6137／Fax：03-3946-2140

Mail：chiiki_1@po.med.or.jp